

堺市上下水道事業懇話会開催要綱

令和7年4月4日制定

1 目 的

上下水道事業の経営状況及び堺市上下水道事業経営戦略2023-2030（以下「経営戦略」という。）に定める目標の達成状況並びに課題の分析及び対策の方向性等について、有識者等から広く意見を聴取するため、堺市上下水道事業懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 上下水道事業の経営状況及び経営戦略に定める目標の達成状況に関する事項
- (2) 上下水道事業における課題の分析及び対策の方向性等に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が依頼する3人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 財務及び会計に関する識見を有する学識経験者
- (2) 水道事業に関する識見を有する学識経験者
- (3) 下水道事業に関する識見を有する学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

管理者は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和2年制定）の規定を準用する。

7 会議録

管理者は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

8 開催期間等

令和7年4月4日から令和7年9月30日までの間のうち、2回程度開催する。

9 庶 務

懇話会の庶務は、経営企画室において行う。